

証明印について

別紙

1 個人営業者が証明する場合(法人ではない場合)

個人経営者が証明する場合は、実印(印鑑証明のある印)で証明印を押し、印鑑証明を1部提出すること。

2-1 会社(法人)が証明する場合(代表取締役での証明の場合)

法人で証明する場合は、法務局に印鑑登録している代表取締役又は取締役の印で証明すること。会社印(法人印)では認められません。

・法務局への印鑑登録が、会社印(法人印)の場合は、会社印(法人印)及び代表取締役の印(又は取締役の印)を押印してください。

2-2 会社(法人)であるが支店長等が証明する場合

本社が県外にあるなど会社の代表者印での証明が難しい場合は、支店長等による証明でもよい。その場合、印鑑登録している職印で証明を行い、職印がない場合は、支店長等の個人の実印で証明印を押し、印鑑証明を1部提出すること。

3 集団給食の外部委託が行われている場合

・学校や病院又は福祉施設等で、調理業務を外部に委託しており、その受託業者が飲食店の営業許可を受けている場合は、受託業者の代表者印(印鑑登録有)によって証明すること。

・倒産などにより委託先業者の代表者が不明の場合は、委託元の給食施設に提出された委託先業者からの従事者名簿で、受験者が調理業務に従事していたと確認できた場合は、委託元給食施設の代表者の証明でも可とする。

【証明印例】

(印鑑証明不要)

取 締 役 之 印 会 社 代 表 印 〇 〇 株 式

社会福祉法人〇〇会理事長之印 〇〇町立〇〇保育園長之印

〇〇町立給食センター長之印 〇〇自衛隊〇〇師団司令長之印

長〇之支店印 〇〇施設長印

(印鑑証明不要)

両方の印が押してある場合

会 社 之 印 〇 〇 株 式 〇 〇 株 式 〇 〇 株 式

株 式 代 表 取 締 役 印 社 会 福 祉 法 人 〇 〇 〇 〇 会 印

(認められない)

会 社 之 印 〇 〇 株 式 社会福祉法人〇〇〇〇会印

(印鑑証明が必要)

宮 崎 太 宮 郎 崎